

「確認項目及び確認文書」

(自己点検用様式)

(通所介護)

令和6年7月

鹿児島県 介護保険室事業者指導係

106 通所介護

※点検結果の表示→ : OK (正しくできている), : NG (正しくできていない), : 非該当

個別サービスの質に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
設備	設備及び備品等 (第95条)	・指定申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】	<input type="checkbox"/>	・平面図(行政機関側が保存しているもの)	<input type="checkbox"/>
		・使用目的に沿って使われているか【目視】	<input type="checkbox"/>		
運営	内容及び手続の説明及び同意 (第8条)	・利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか	<input type="checkbox"/>	・重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)	<input type="checkbox"/>
		・重要事項説明書の内容に不備等はないか	<input type="checkbox"/>		
	心身の状況等の把握 (第13条)	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	<input type="checkbox"/>	・サービス担当者会議の記録	<input type="checkbox"/>
	居宅介護支援事業者等との連携 (第14条)	・サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと密接な連携に努めているか	<input type="checkbox"/>	・サービス担当者会議の記録	<input type="checkbox"/>
	営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第16条)	・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	<input type="checkbox"/>	・居宅サービス計画
・通所介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	サービス提供の記録 (第19条)	・居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか	<input type="checkbox"/>	・居宅サービス計画 ・サービス提供記録 ・送迎記録がわかるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

106 通所介護

	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか <input type="checkbox"/> ・ 送迎が適切に行われているか <input type="checkbox"/> 			
指定通所介護の具体的な取扱方針 (第 98 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか <input type="checkbox"/> ・ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか <input type="checkbox"/> ・ 身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか <input type="checkbox"/> 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) <input type="checkbox"/> 	
通所介護計画の作成 (第 99 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえているか <input type="checkbox"/> ・ 機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか <input type="checkbox"/> ・ 居宅サービス計画に基づいて通所介護計画が立てられているか <input type="checkbox"/> ・ 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか <input type="checkbox"/> ・ 利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか <input type="checkbox"/> 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画 <input type="checkbox"/> ・ 通所介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) <input type="checkbox"/> ・ アセスメントの結果がわかるもの <input type="checkbox"/> ・ モニタリングの結果がわかるもの <input type="checkbox"/> 	

106 通所介護

※点検結果の表示→ : OK (正しくできている), : NG (正しくできていない), : 非該当

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
人 員	従業者の員数 (第 93 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・必要な資格を有しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード, 勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがまかせるもの(例:資格証の写し) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	管理者 (第 94 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード, 勤怠管理システム) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
運	受給資格等の確認 (第 11 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 	<input type="checkbox"/>
	利用料等の受領 (第 96 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・領収書 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
営	緊急時等の対応 (第 27 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・サービス提供記録 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

106 通所介護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	運営規程 (第100条)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1. 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 3. 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 4. 指定通所介護の利用定員 <input type="checkbox"/> 5. 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 6. 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 7. サービス利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 8. 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 9. 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 10. 虐待の防止のための措置に関する事項 <input type="checkbox"/> 11. その他運営に関する重要事項 <input type="checkbox"/> 		・運営規程	<input type="checkbox"/>

106 通所介護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	勤務体制の確保等 (第 101 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ・ 資質向上のために研修の機会を確保しているか ・ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	業務継続計画の策定等 (第 30 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか。 ・ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか ・ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画 ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 訓練の計画及び実績がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	定員の遵守 (第 102 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員を上回っていないか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保連への請求書控え 	<input type="checkbox"/>

106 通所介護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	非常災害対策 (第 103 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的計画はあるか ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連絡網等は整備されているか ・ 避難・救出等の訓練を定期的実施しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画） ・ 運営規程 ・ 避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ・ 通報、連絡体制がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	衛生管理等 (第 104 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催（概ね 6 月に 1 回以上）その結果の周知 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期実施 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	秘密保持等 (第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか ・ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の利用に関する同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

106 通所介護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	広告 (第 34 条)	・ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	<input type="checkbox"/>	・ パンフレット／チラシ ・ Web 広告	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	苦情処理 (第 36 条)	・ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ・ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保存しているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	事故発生時の対応 (第 104 条の 3)	・ 市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか ・ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・ 事故に際して採った処置の記録 ・ 損害賠償の実施状況がわかるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	虐待の防止 (第 37 条の 2)	○虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果の通所介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期的実施 ○上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

106 通所介護

注1) () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の該当条項

注2) 「運営基準」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」については、令和6年4月1日から完全実施